

2 医療機器の製造業者等は、前項第一号の修理に係る事項の原因を究明し、製造管理及び品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講するとともに、当該措置の記録を作成し、その作成の日から三年間（当該記録に係る製品が生物由来製品に係る製品では、その有効期間に三年を加算した期間）保存しなければならない。

（苦情処理等の手順に関する文書）

第二十七条 医療機器の製造業者等は、次条から第三十条までに規定する業務を適切に行うため、苦情処理、回収処理及び自己点検の手順に関する文書（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「手順書」という。）を製造所ごとに作成しなければならない。

（苦情処理）

第二十八条 医療機器の製造業者等は、製品の品質等に関する苦情があつたときは、その苦情に係る事項が当該製造所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、その製造所の責任技術者に、手順書に基づき、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

二 苦情に係る事項の原因を究明し、製造管理を記載した苦情処理記録を作成し、その記録を作成の日から三年間（当該記録に係る製品が生物由来製品に係る製品である場合には、所要の措置を講ずること。）、生物由来製品に係る製品の有効期間に三年を加算した期間）保存すること。

（回収処理）

第二十九条 医療機器の製造業者等は、製品の品質等に関する理由により回収を行うときは、その回収に至った理由が当該製造所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、その製造所の責任技術者に、手順書に基づき、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 回収に至った原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

二 回収した製品を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。（見出しを含む。）及

三 回収の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した回収処理記録を作成し、その記録を作成の日から三年間（当該記録に係る製品

が生物由来製品に係る製品である場合には、その有効期間に三年を加算した期間）保存すること。

（自己点検）

第三十条 医療機器の製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書に基づき、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 当該製造所における製品の製造管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。

二 自己点検の結果を責任技術者に対して文書により報告すること。

三 己点検の結果の記録を作成し、その記録を作成の日から三年間（当該記録に係る製品が生物由来製品に係る製品である場合には、その有効期間に三年を加算した期間）保存す

ること。

2 責任技術者は、前項第二号の規定による報告に基づき、自己点検が適切に行われていることを確認しなければならない。

3 医療機器の製造業者等は、第一項第一号の自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずることとともに、当該措置の記録を作成し、その記録を作成の日から三年間（当該記録に係る製品が生物由来製品に係る製品である場合には、その有効期間に三年を加算した期間）保存しなければならない。

第四章 体外診断用医薬品の製造販売業者における製造管理及び品質管理（準用）

第二十一条 体外診断用医薬品の製造販売業者における製造管理及び品質管理

2 第二項 第二十二条 体外診断用医薬品の製造販売業者における製造管理及び品質管理

（準用）

（回収処理）

第二十九条 医療機器の製造業者等は、製品の品質等に関する理由により回収を行うときは、そ

の回収に至った理由が当該製造所に起因するものでないことが明らかな場合を除き、その製造所の責任技術者に、手順書に基づき、次に掲げる業務を適切に行わせなければならない。

一 回収に至った原因を究明し、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

二 回収した製品を区分して一定期間保管した

から第十
三条まで

四号

第三十四条		（構造設備）
所	業	設備
製品	業室	基準
原料、	う	1 製造所の製品を支障なく製造するために必要な設備及び器具を備えていること。
材	を	2 作業を行うために支障のない面積を有し、常に居住する場所と明確に区別され、かつ、清潔であること。
び	及	3 採光及び換気が適切に行われ、防じん、防虫及び防鼠のための十分な設備を備えていること。
こ	開	4 不潔な場所と明確に区別されていること。
と。	充	5 廃水及び廃棄物の処理に要する設備を備えていること。
原	作	6 原料又は製品により有毒ガスを発生する場合には、その処理に要する設備を備えていること。
資	業	7 作業員の消毒のための設備を備えていること。
料	室	8 専用の作業用衣服及び履物を備えていること。
品		1 作業員以外の者の通路とならないようになに造られていること。ただし、当該作業室の作業員以外の者が製品を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。
原		2 出入口及び窓は、閉鎖することができるものであること。
料		3 天井が張られ、かつ、清潔であること。
資		4 床面は、表面が滑らかですぎ間がなく、かつ、汚れをとることができるものでの限りでない。
品		5 室内のパイプ、ダクト等の設備は、「ごみのたまらないような構造のものである」と。ただし、清掃が容易である場合は、この限りでない。

<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>附 則 (平成一五年七月一五日農林水産省令第六七号)</p> <p>この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。</p>	<p>1 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十五年七月三十日)から施行する。</p>	<p>2 貯蔵条件により変質のおそれがある製品又は原料を貯蔵する場合には、恒温装置、温度計その他必要な計器を備えている場合は、この限りでない。</p>
<p>2 貯蔵条件により変質のおそれがある製品又は原料を貯蔵する場合には、恒温装置、温度計その他必要な計器を備えている場合は、この限りでない。</p>	<p>2 体外診断用医薬品の製造業者等は、その製造所において最終製品の保管のみを行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該製造所の構内に設置設備を、次の表の上欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。</p>	<p>2 保管条件により変質のおそれがある製品又は原料の保管については、恒温装置、温度計その他の必要な計器を備えていること。</p>

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月三十日）から施行する。

附則（平成二十三年三月二六日農林水産省令第六七号）
この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
附 則（平成二五年七月一五日農林水産省令第七六号）抄
施行期日

この省令は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第四条（修理に係る部分に限る。）及び第八条から第十二条までの規定は平成九年七月一日から施行する。

温度計その他の必要な計器を備えていること。

備に保管するためには必要な設備を備えていること。

業 管	備 基準
1 原料、資材及び製品を衛生的かつ安全 有すること。	作業を適切に行うために支障のない面積を

は、前項の規定にかかわらず、当該製造所の構造設備を、次の表の上欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。

利用して自己の責任において試験検査を行ふ場合は、この限りでない。

験製品及び原料の試験検査に必要な設備及び査器具を備えていること。ただし、この条で定める基準に適合する他の試験検査機関を備へること。

貯 2 貯蔵条件により変質のおそれがある製品又は原料を貯蔵する場合には、恒温装置、温度計その他必要な計器を備えている

附 則（令和四年一二月八日農林水産省
令第七二号）
この省令は、令和五年一月一日から施行す
る。
附 則（令和五年九月二九日農林水産省
令第四八号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
附 則（令和三年七月三〇日農林水産省令第四五号）抄
（施行期日）
一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

附則（平成二十七年四月九日農林水産省令第三十九号）
この省令は、公布の日から施行する。

判例(平成二十二年四月七日農林水産省) なお従前の例による。

動物用医薬品の品質管理の基準に関する省令第四条から第十四項まで(これららの規定を同令第一二二条第一項において準用する場合を除く。)は、本件に適用され、本件の取扱いに該当する。

（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。
動物用医療機器の製造管理及び品質管理に関する省令の一部改正に関する経過措置

施行期日) 産省令第五八号) 抄

附 則（平成二六年一一月一八日農林水
四十七号）は、廃止する。

四年法律第九十六号の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
動物用医療用具の輸入販売管理及び品質管理に関する省令の廃止)

施行期日
一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十一年五月二十二日法律第百三十九号）の規定によるものとする。

十九 疾病診断用プログラムのうち、画像診 支援プログラム

十六 医療用物質生成器
 十七 縫合糸のうち、滅菌されたもの
 十八 整形用品のうち、動物の身体内に留置されるものであつて、かつ、滅菌されたもの

十三 医薬品注入器のうち、滅菌されたものは電動式のもの
十四 家庭用電気治療器
十五 磁気治療器のうち、電動式のもの

十　注射針及び穿刺針のうち、滅菌されたもの
 十一　注射筒のうち、滅菌されたもの
 十二　採血又は輸血用器具のうち、滅菌され
 もの

放射性物質診療用器具	六
理学診療用器具のうち、電動式のもの	七
内臓機能検査用器具のうち、電動式のもの	八
電気手術器	九

三 内臓機能代用器

別表（第二十一条関係）

附 則（令和五年一二月二八日農林水省令第六七号）
この省令は、公布の日から施行する。